

令和3年3月29日

規則第3号

高齢者の医療の確保に関する法律等の施行に関する規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、住民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律等の施行に関する規則(平成20年3月31日規則第1号。以下「規則」という。)等で定める申請書、届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 規則等で定める申請書等のうち、広域連合長が別に定めるものについては、当該規則等の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。